新　　　　　　旧　　　　　　対　　　　　　照　　　　　　表

|  |  |
| --- | --- |
| 新 | 旧 |
| 高知県林業・木材産業改善資金貸付規則(抜粋) | 高知県林業・木材産業改善資金貸付規則(抜粋) |
| 第１条～第25条　（略） | 第１条～第25条　（略） |
| 附　則（平成16年２月３日規則第６号）  １・２　（略）  （東日本大震災に伴う特例措置）  ３　東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下この項において同じ。)により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令(平成23年政令第132号)第1条第1項各号のいずれかに該当するもので、かつ、原子力災害（平成23年３月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）による影響を受けている者が、東日本大震災の後令和6年3月31日までに貸付けを受ける林業・木材産業改善資金についての第3条第2項の規定の適用については、同項中「10年以内(3年」とあるのは「13年以内(6年」と、同項第1号、第4号及び第5号中「12年以内(3年」とあるのは「15年以内(6年」と、同項第2号中「15年以内(3年」とあるのは「18年以内(6年」と、同項第3号及び第6号中「12年以内(5年」とあるのは「15年以内(8年」と、同項第9号及び第10号中「3年」とあるのは「6年」とする。この場合において、当該者は、第5条第1項の林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書の提出に当たっては、同令第1条第1項各号のいずれかに該当することを確認するため知事が必要があると認める書類を添付しなければならない。  ４　（略）  附　則　（略）  附　則（令和５年４月25日規則第30号） | 附　則（平成16年２月３日規則第６号）  １・２　（略）  （東日本大震災に伴う特例措置）  ３　東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下この項において同じ。)により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令(平成23年政令第132号)第1条第1項各号のいずれかに該当するもので、かつ、原子力災害（平成23年３月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）による影響を受けている者が、東日本大震災の後令和5年3月31日までに貸付けを受ける林業・木材産業改善資金についての第3条第2項の規定の適用については、同項中「10年以内(3年」とあるのは「13年以内(6年」と、同項第1号、第4号及び第5号中「12年以内(3年」とあるのは「15年以内(6年」と、同項第2号中「15年以内(3年」とあるのは「18年以内(6年」と、同項第3号及び第6号中「12年以内(5年」とあるのは「15年以内(8年」と、同項第9号及び第10号中「3年」とあるのは「6年」とする。この場合において、当該者は、第5条第1項の林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書の提出に当たっては、同令第1条第1項各号のいずれかに該当することを確認するため知事が必要があると認める書類を添付しなければならない。  ４　（略）  附　則　（略）  （新設） |